

そ の 他

NHK受信料の免除

- 1 対象世帯 (1) 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者のいる町民税非課税世帯
(2) 視覚又は聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で契約者
(3) 身体障害者手帳1・2級の方が世帯主で契約者
(4) 療育手帳A判定の方が世帯主で契約者
(5) 精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯主で契約者
- 2 割引料 上記(1)の世帯・・・全額免除
上記(2)～(5)の世帯・・・半額免除
- 3 申請先 障がい支援課
- 4 必要書類等 (1) 申請書、印鑑
(2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- 5 留意事項 免除基準に該当する事由が消滅したときは、免除非該当となります。
- 6 問合せ先 NHK名古屋放送局 視聴者リレーションセンター
TEL 052-952-7268

携帯電話料金の割引

- 1 対象世帯 障がい者手帳等をお持ちの方
- 2 割引料 基本料金等
- 3 問合せ先 各携帯電話会社の取扱い店舗

図書等配達サービス

町内在住の障がい者の方で図書館まで行くことが困難な方に、図書館資料(本・CD・DVD)を自宅へ配達します。

- 1 対象者 (1) 身体障害者手帳1・2級の肢体不自由の方(座っていることができない又は立ち上がることが困難な方)
(2) 身体障害者手帳1・2級の視覚障がい者
- 2 貸出期間等 ・期 間 15日間(貸出日から)
※貸出期間中の申し出で次の予約がない場合1回に限り延長可
・1人につき 本は15冊まで
CD・DVDは3点まで
- 3 申請先 町中央図書館 TEL 84-2800
- 4 必要書類 利用登録申請書、身体障害者手帳

プール使用料の割引

東部知多温水プールを利用されるとき、使用料が割引されます。

- 1 対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳を提示した方及びその付添者として管理者が認める方
- 2 割引料 半額
- 3 問合せ先 東部知多温水プール（住友重機温水プール）TEL 44-0271

ヘルプカード・ヘルプマークの配布

「見た目では分からない何らかの障がい」のある方が、「今、あなたの支援が必要です」と周囲に伝えるために利用することで、災害時や日常生活での困りごとを周りの方が解決しやすくするカードです。

- 1 対象者 障がい者や難病を患っている方、その他支援を必要とする方
- 2 配布先 障がい支援課
- 3 配布個数 1人につき1個

郵便による不在者投票

選挙管理委員会から郵便投票証明書の交付を受けることにより、郵便による投票ができます。

- 1 対象者 ・身体障害者手帳か、戦傷病者手帳を持っている選挙人で郵便等による不在者投票の要件に該当する方。
・介護保険の要介護認定区分が要介護5の方
- 2 問合せ・申込み先 町選挙管理委員会 TEL 83-3111

緊急一時保護

緊急一時的に自宅で過ごすことが困難となった障がい者を障がい者支援施設等に一時的に保護し、関係機関と連絡調整を行います。

- 1 対象者 ①障がい者を介護、見守り等する者が疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪等で介護、見守り等が緊急一時的に困難な障がい者
②障がい者を介護、見守り等する者から虐待を受け、緊急一時的に保護が必要な障がい者
- 2 申請先 障がい支援課
- 3 必要書類等 ・申請書
・印鑑

地域活動支援センター

障がいのある方に対し、創作的活動や運動などの機会を提供し、地域における自立した生活の支援をします。

- 1 対象者 東浦町に住所のある障害者手帳をお持ちの方、発達障がいや高次機能障がいの診断を受けた方とその家族。
- 2 内容
 - ・気軽に立ち寄れる地域の拠点としてのフリースペースの提供
 - ・創作活動の場の提供
 - ・仲間との交流や休息の場等居場所の提供
 - ・地域住民やボランティア等との交流
 - ・関係機関との連携による日常生活及び社会生活上の支援 等
- 3 場所・日時 福祉センター
月～金曜日（祝日・年末年始除く） 9時～16時
第2・第4日曜日 10時～14時
- 4 料金 無料（ただし、材料費などの実費負担あり）
- 5 問合せ・申込み先 町社会福祉協議会（福祉センター）TEL 84-3741

障害者スポーツ普及事業

障がいのある方の社会参加として、スポーツ活動の場を提供することにより、その人らしい生活が送れるように取り組みます。

- 1 対象者 東浦町に住所のある障害者手帳をお持ちの方、発達障がいや高次脳機能障がいの診断を受けた方とその家族。
- 2 種類・日時等
 - ◆障害者フライングディスク
 - ・第1日曜日 10時～12時
 - ・メディアス体育館ひがしうら（町体育館）小体育室 等
 - ◆ボッチャ
 - ・第2・第4日曜日 10時～12時
 - ・福祉センター
 - ◆サウンドテーブルテニス
 - ・月曜日 10時～12時
 - ・福祉センター
- 3 料金 無料
- 4 問合せ・申込み先 町社会福祉協議会（福祉センター）TEL 84-3741

ボランティアグループ（東浦町総合ボランティアセンター）

東浦町総合ボランティアセンターで、ボランティアの依頼や相談、登録、紹介、養成などを行っています。

- 1 ボランティアグループ グループ名及び活動内容は下記のとおりです。
 （主に障がいに関する活動を行っているグループのみ抜粋）

- 2 問合せ先 東浦町総合ボランティアセンター なないろ
 東浦町大字緒川字屋敷式区 61-1 TEL/FAX 51-7697

グループ名	活動内容
視覚障害者ガイドボランティア ほたるの会	視覚障がいを持つ方の外出支援・各種福祉行事への参加・社会参加の為にガイドボランティアで、視覚障がい者とそのガイドボランティアと一緒に活動しています。
点訳サークル あいりす	点字を勉強しながら、目の不自由な方の依頼により、本や資料を点訳しています。
サウンドテーブルテニス 「たんぽぽ」	サウンドテーブルテニスを視覚障がい者だけでなく、障がいの有無や老若男女問わず、楽しみながら交流を図ることを目指して活動をしています。
東浦ラブちゃんの会	盲導犬に対する理解と健全な青少年の育成を目的に、福祉教育やイベント等に参加して、盲導犬の育成普及活動を支援しています。
手話サークル なかよしこよし	聴覚障がい者への理解を深める活動や手話学習、手話の普及に努めています。

生活福祉資金の貸付一覧 (愛知県社会福祉協議会)

生活福祉資金貸付制度は、低所得者世帯及び高齢者世帯、障がい者世帯を対象に経済的自立や社会参加の促進を図るため愛知県社会福祉協議会が実施する貸付制度です。

1 貸付けの種類 資金の種類及び概要は下記のとおりです。(貸付には条件があります。詳しくは問合せ先にお尋ねください。)

2 問合せ先 町社会福祉協議会(福祉センター)

東浦町大字石浜字岐路 23-1 TEL 84-3741

資金の種類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利率	連帯保証人
①総合支援資金	生活支援費 (生活再建までの間に必要な生活費用)	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※最長12か月	最終貸付日から6か月以内	20年以内	連帯保証人を立てる場合無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	住宅入居費 (敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用)	40万円以内	貸付けの日(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6か月以内			
	一時生活再建費 (生活を再建するために、一時的かつ日常生活費で賄う事が困難である費用)	60万円以内				
②福祉資金	生業費	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日(分割による交付の場合には最終貸付日)から6か月以内	据置期間経過後20年以内	保証人あり無利子 保証人なし年1.5%	原則必要 ただし、保証人なしでも貸付可
	技能習得費					
	住宅の増改築					
	福祉用具購入費					
	障害者用自動車購入費					
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納					
	負傷・疾病・療養費					
	介護サービス・障害者サービス費					
	災害を受けたことによる臨時費用					
	冠婚葬祭費					
	住宅の移転費、給排水設置費					
	就職、技能習得の支度費					
	その他日常生活上一時的に必要な経費					
緊急小口資金	10万円以内	貸付けの日から2か月以内	8か月以内	無利子	不要	
③教育支援資金	教育支援費	<高校>月3.5万円以内 <高専>月6万円以内 <短大>月6万円以内 <大学>月6.5万円以内	卒業後6か月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	50万円以内				
④不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%、または長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内				不要

避難行動要支援者名簿登録

災害時の一連の行動に対してハンディを負う高齢者や要介護者及び障がい者等の名簿を作成し、災害時に迅速な対応が取れるよう備えます。

- 1 対象者 (1) 75歳以上でひとり暮らし、または75歳以上のみの世帯
(2) 要介護1・2で、ひとり暮らしまたは同居家族が65歳以上
(3) 要介護3～5までの方
(4) 身体障害手帳1・2級
(5) 療育手帳Aの方
(6) 精神障害者保健福祉手帳1・2級で単身世帯
(7) 75歳以上で日中ひとり暮らしの方
(8) 歩行の困難な難病患者
- 2 受給者負担 なし
- 3 申請先 ふくし課
- 4 留意事項 社会福祉施設などに入所または入院している方は対象外です。

ごみ出し支援

もえるごみを近くのごみステーションまで持ち出すことが困難な世帯に対し、ごみ出し支援をします。

- 1 対象者 (1) 自力でごみ出しが困難な方で、避難行動要支援者名簿に登録されている方
(2) 65歳以上の方のみで構成される世帯
- 2 収集方法 玄関先など、事前に取り決めた場所に出されたもえるごみをごみステーションまで運搬
- 3 申し込み (1) ごみ出し支援を希望される方は「ごみ出し支援申込書兼調査記録票」及び「避難者行動要支援者名簿登録に関するチェックリスト」をご記入のうえ、お住まいの地区の連絡所長、自治会長、民生委員のいずれかへ書類を提出してください。
※申込書は環境課・各地区コミュニティセンターで配布または町ホームページからダウンロード可
(2) 申請内容について審査を行った後、「ごみ出し支援可否決定通知書」をお送りします。
(3) ごみ出し支援決定後、搬送開始日から支援を開始します。
- 4 手数料 1回につき50円
- 5 支援する日 木曜日…森岡、森岡台、緒川、緒川新田、東ヶ丘
火曜日…石浜東、石浜中、石浜西、生路、藤江
- 6 委託先 NPO法人 絆
- 7 問い合わせ 環境課